

第4回 定例会

総務文教委員会 主な審査内容

●大竹市会計年度任用職員の給与及び、制度の導入に伴う関係条例の整理について

解説
会計年度任用職員制度は、地方公務員法や地方自治法の改正により、4月1日から施行される制度です。

制度移行により、これまで各自自治体で異なっていた臨時職員等の任用方法が統一され、大竹市で現在任用されている臨時的任用職員や嘱託職員についても、4月1日からは会計年度任用職員となります。

会計年度任用職員は、就業時間によってフルタイム職員とパートタイム職員に区分されます。

勤務条件は、新たに期末手当が支給されるほか、休暇についても常勤職員との均衡を踏まえて育児休業等が取得できるようになります。

Q 会計年度任用職員制度の導入により年収としては増えるが月々の収入が減ると聞く。大竹市の考えを聞こう。

A 月給は職種によって1万円から1万5000円程度減額となる場合がある。しかしその場合でも期末手当を加算すると年収では20万円程度の増額となる。

Q 増額する支出金額と財政措置について問う。

A 期末手当や通勤手当等を含めて約7000万円の増額を見込んでいる。国へは要望を出しているが、国や県からの財政措置があるとの情報はなく、全額大竹市の負担と見込んでいる。

Q 会計年度任用職員の採用方法について問う。

A 基本的に今までと同様の選考採用で、面接を行い採用する。他の市町では筆記試験を行うところもあり、採用方法について研究していく。

●「一般職の職員の給与に関する条例」「特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例」「議員報酬等に関する条例」の一部改正について

Q 特別職の職員及び議員に支給する期末手当への影響額について問う。

A 特別職の職員分が約13万円、議員分が約33万円、総額約46万円の増額となる。

【反対討論】

○「議員の期末手当の増額は人事院勧告に基づいているが、本来公務員を対象とするものであり、議員に適用されるものではないため反対」

【賛成討論】

○「人事院勧告に基づく大竹市の一般職の職員の期末手当・勤勉手当の改正に伴うものであり、議員にも同様に増額が必要であると考えるため賛成」

●令和元年度大竹市一般会計補正予算について

Q 幼児教育推進事業で424万円の計上があり、提案理由の中で保育料の増額が原因とあったが、増額の時期と金額を問う。また、預かり保育の現状について問う。

A 利用者が一番多い幼稚園で10月1日から教育部分の保育料について、月額2万1550円を2万5700円に増額したことによる。増額の総額は270万円である。

又、預かり保育部分の保育料も、

今回の新しい制度により、就労などで保育の必要性がある方の保育料は無償化される。40人分を当初計上していたが、10月1日時点で50人が認定されており、今後増加することが考えられるため、60人分で見込み直し154万円を補正予算計上するものである。

●その他の議案 2件

※採決の結果、すべての議案が原案のとおり可決



【反対討論】

○「議員の期末手当の増額は人事院勧告に基づいているが、本来公務員を対象とするものであり、議員に適用されるものではないため反対」

【賛成討論】

○「大竹市議会の魅力を高め、若い世代や優秀な人材を集める一つの手段として、報酬増も必要と考え賛成」

本会議での採決の結果

原案のとおり可決

第4回定例会は、令和元年12月3日～12月17日の15日間行われました。
 詳細については、令和2年3月ごろに本会議録が製本されますので、市ホームページ、
 市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。市ホームページから録画中継もご覧いただけます。

生活環境委員会 主な審査内容

●大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について

Q 今回の条例の一部改正により、道路占用料の収入にどの程度の影響があるか問う。

A 占用物件の種類によって、増減するものがある。

例えば第1種電柱は、年430円が年440円に増額するが、広告塔は、年1900円から年1700円に減額する。

来年度の予算における占用料の全体の収入としては微減の見込みである。

●訴えの提起について

Q 本件に係る訴訟費用は、訴えの相手方に請求できるのか問う。

A 日当や書類作成費用、申し立て費用など、一部の費用については、相手方に請求することができるとは、

請求には、訴訟費用の確定の裁判などが必要になる。これらには多くの手間と労力を要するため、訴訟費用は当事者双方がそれぞれ負担するのが一般的である。

●大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について

Q 前回の当該施設の指定管理者の指定についての議案は、平成29年3月定例会に提出されているが、今回は12月定例会での提出である。

指定期間の始期は、いずれも翌年度の4月1日からでもあり、議案が提出される時期が異なる理由について問う。

A 指定管理者の指定についての議案は、指定管理候補者からの申請書類等が全てそろった後に、提出ができるため、状況によっては議案の提出時期が異なることがある。

円滑な施設管理を図るため、なるべく12月定例会に議案を提出できるように努めているが、前回は、事業内容等が定まるまで時間を要したため、間に合わず、3月定例会での提出となった。



さかえ子育て支援センター

●大竹市印鑑条例の一部改正について

Q 従来は成年被後見人であれば印鑑登録の申請ができなかったが、今回の条例の一部改正により、意思能力を有することが確認できれば、印鑑登録が受けられ、印鑑登録証明書が交付可能となる。

これにより、土地や建物の所有権移転など、重要な申請や契約等もできるよつになる。

大竹市としては、申請された成年被後見人の方に問題や被害が発生し

ないよう、窓口で慎重な判断・対応が必要になると思うが、考えを問う。

A 今回の条例の一部改正の趣旨は、成年被後見人であるということだけで一律に判断をせず、場合によっては印鑑登録を可能にしようとするものである。

窓口における実際の対応としては、本人と後見人の方に同席してもらったうえで説明を行い、本人の状況を確認し、意思能力が有ると判断できれば、受け付けをする。

その際は、職員において慎重かつ適切に確認し、手続きを行うよう留意したい。

●その他の議案 3件

※採決の結果、すべての議案が

原案のとおり可決



本会議での採決の結果

原案のとおり可決